

議案第27号

杉並区国民健康保険条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区国民健康保険条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区国民健康保険条例（昭和34年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第12条第1項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

第2条 杉並区介護保険条例（平成12年杉並区条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例措置の対象となる納期限の期間を延長する必要がある。

杉並区国民健康保険条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧  
対照表

第1条による改正（杉並区国民健康保険条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分から令和4年度分までの保険料の減免の特例)</p> <p>第12条 第24条第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であつて、必要があると認めるときは、当該納付義務者に対し、保険料（令和元年度分から令和4年度分までの保険料であつて、令和2年2月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の方法によって徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分から令和4年度分までの保険料の減免の特例)</p> <p>第12条 第24条第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であつて、必要があると認めるときは、当該納付義務者に対し、保険料（令和元年度分から令和4年度分までの保険料であつて、令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の方法によって徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>

第2条による改正（杉並区介護保険条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則

(新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分から令和4年度分までの保険料の減免の特例)

第10条 第21条第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であって、必要があると認めるときは、当該第1号被保険者に対し、保険料（令和元年度分から令和4年度分までの保険料であって、令和2年2月1日から令和6年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法によって徴収する保険料にあっては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。

（1）及び（2） 略

2 略

(新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分から令和4年度分までの保険料の減免の特例)

第10条 第21条第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であって、必要があると認めるときは、当該第1号被保険者に対し、保険料（令和元年度分から令和4年度分までの保険料であって、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法によって徴収する保険料にあっては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。

（1）及び（2） 略

2 略